

入札参加停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び入札参加停止の理由	入札参加停止の根拠		入札参加停止期間	登録業種
			豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領第3条第1項に基づく別表	適用条項		
1	青葉工業(株) 名古屋支店 取締役支店長 西岡 正紀 名古屋市守山区幸心4-431	当該事業者を含む29社は合意の下に、香川県が発注する特定土木一式工事において、受注予定者を決定し、それ以外の者は受注予定者が受注できるように協力していた。このことについて、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年6月25日に公正取引委員会から、課徴金納付命令及び課徴金減免制度の適用を受けたため。	(独占禁止法違反行為) 8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、同法違反容疑で構成取引委員会から告発されたとき、又は登録業者である個人若しくは登録業者の役員若しくはその使用人が同法違反容疑で逮捕されたとき。 (1) 本市契約に関するもの 12か月 (2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの 6か月 (3) 愛知県以外におけるもの 3か月 【豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領別表運用基準】 (別表第8項関係) 第4条 別表第8項の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。	要領別表 第8項 第3号 運用基準 第4条	1. 5か月 令和8年8月4日～ 令和8年9月18日	建設工事:土木一式、とび・土工・コンクリート、舗装、さく井、水道施設 コンサル:建設コンサルタント、地質調査)